


パブリックコメント手続実施要項

案件の名称	箕面市オレンジゆずるバス再編計画(素案)について	
パブリックコメント手続 実施の目的	北大阪急行線延伸事業に伴うオレンジゆずるバスの再編にあたり、再編内容や再編にあたっての見直し計画などを位置づけた箕面市オレンジゆずるバス再編計画(素案)について、広く市民のみなさまの声を聴くため。	
実施部局名	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市地域公共交通活性化協議会 ・箕面市地域創造部交通政策室 	
(問い合わせ先)	交通政策室(電話:072-724-6746)	
パブリックコメントの 対象となる資料	箕面市オレンジゆずるバス再編計画(素案)	
参考資料	(1) 箕面市オレンジゆずるバス再編計画(素案)【概要版】	
閲覧方法と閲覧場所	<p>(1) 市ホームページ (アドレス) https://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/orangeyuzurubus_publiccomment1/saihenkeikaku.html</p> <p>(2) 地域創造部 交通政策室 (箕面市役所 本館2階 212番窓口)</p> <p>(3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階 12 番窓口)</p> <p>(4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所</p> <p>(5) 総合保健福祉センター、西南生涯学習センター、中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館、みのお市民活動センター、らいとびあ21、市立病院、交通・観光案内所</p> <p>※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで</p>	
意見等の提出期間	令和5年(2023年)3月1日から4月7日まで(郵便の場合は必着)	
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出</p> <p>(2) 郵便による送付</p> <p>(3) ファクシミリによる送付</p> <p>(4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付</p> <p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>	<p>LoGo フォーム QR コード</p> 

意見等を提出できるかた	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7) オレンジゆずるバスを日常的に利用されるかた
意見等を提出する際の必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間: 令和5年(2023年)6月ごろ ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	